

建物を取り壊したら

「連絡を

税務課 内線2655

固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。住宅や倉庫・車庫など全部または一部を取り壊された場合、建物滅失登記をされないこと引き続き固定資産税が課税されてしまうこともありますので、速やかに税務課へご連絡をお願いします。なお、建物滅失登記をされた方は、その必要はありません。

教育長の再任について

学校教育課 内線343

教育長の任期満了にともない、10月1日付けで、河村共久氏が教育長に再任されました。

「ふるさと寄附金」を

募集します！

「ふるさと納税制度」の創設に伴い、扶桑町ふるさと寄附金を募集し、本町が目指すまちづくりに活用させていただきます。

「ふるさと納税制度」とは、個人の方が都道府県や市区町村に寄附した場合、5,000円を超えない額については、所得税と合わせて一定の限度まで個人住民税から控除される制度です。詳しくは、扶桑町ホームページをご覧ください。

ご覧ください。

<http://www.town.fuso.aichi.jp/seisaku/zaisei/furusatonouzei.html>

▼電話でのお問合せ

○寄附についてお問合せ

総務課（内線2014）

○税金の控除についてのお問合せ

税務課（内線2655）

※3頁に控除額の計算式があります。

納税通知書発送用封筒の

有料広告を募集します

税務課 内線262

扶桑町では、現在、財政健全化を目指して様々な経費削減策、歳入確保に取り組んでいます。今回、その一環で地域産業の振興と新たな財源の確保策として、町が作成する納税通知書発送用窓あき封筒の裏面に有料の広告を掲載することとしました。

つきましては、次のとおり封筒に掲載する広告を募集しますので、お申込みください。

▼封筒の種類 納税通知書発送用として使用する封筒

▼送付対象 固定資産税（13,500件）、町県民税（普通徴収8,500件）の納税義務者

▼使用予定時期 平成21年4月頃より

順次使用し、在庫が無くなるまでの約1年間

▼募集広告の大きさ 縦7cm 横6cm

▼募集広告数 1枠

▼広告掲載位置 封筒裏面左側で町が指定する位置（左記イメージ図）

▼広告掲載料 1枠55,000円（消費税及び地方消費税含む）

▼作成枚数 22,000枚

▼掲載基準 政治活動・宗教活動・意見広告・個人の宣伝・公の秩序または善良の風俗に反するものなどは掲載できません。

詳細は扶桑町有料広告掲載の取扱いに関する要綱を参照（町ホームページ掲載）してください。

▼募集期間 11月25日（火）まで

▼申込み先 税務課

「愛知県史を語る会」 参加者募集（入場無料）

愛知県史「別編 民俗2 尾張」の執筆担当者から、調査で得られた成果等に基づき尾張の民俗について、わかりやすく説明します。

▼日時 11月22日（土）

午後1時～4時30分

▼会場 愛知県図書館 5階 会議室

名古屋市中区三の丸一丁目9の3

▼定員 200人

▼講演内容 「尾張の民俗」

▼講師

岩井 宏實（帝塚山大学名誉教授）

特別調査委員 服部 誠

（旭丘高等学校教諭）

特別調査委員 林 淳

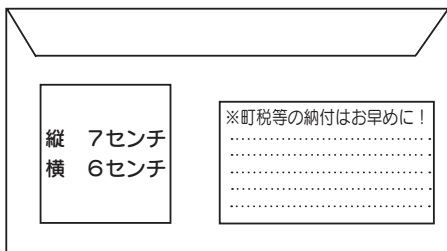
（愛知学院大学教授）

▼申込み方法 電話による受付のみ

▼申込み先及び問合せ 愛知県総務部法務文書課県史編さん室

☎052(972)9171

*注意事項 駐車場は有料です。台数に限りがありますので、公共交通機関での来館に御協力をお願いします。



年末調整や確定申告には 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等の 証明書の添付や提示が必要です。

住民課 内線245

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年一年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明した「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、社会保険庁から11月上旬に送付されます。証明内容は本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

年末調整または、確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。その際にはご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

お問合せは、社会保険庁から送付された「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されるお問合せ先をご覧ください。

環境一口メモ

電気カーペット ～ 最低限の広さと温度で ～

断熱マットで効果アップ

床にじかに敷くと、熱が床に逃げて暖房の効果が下がります。
カーペットの下に断熱マットなどを敷くのが省エネのコツ。

人のいない部分は暖めない

カーペットを分割して暖める機能もあるので、人のいない部分はスイッチ OFF。

